

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【弘済院に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後ますます認知症の方が増えるといわれている中、認知症の専門的医療と介護の提供が求められる。弘済院のもつ医療と介護の連携機能を活かすために、 1. 病院のみ病院機構に移し、公的な関与を継続するのではなく、特養も公的な関与を継続できるよう独立行政法人化などをはかり、同一法人として連携機能を維持すること。 2. 特養の職員を他の職場から戻し、介護体制の強化をはかる。 3. 市内介護事業所、特養の後方支援機関としての強化をはかる。 <p>対応困難時は弘済院に受け入れ、落ち着けば地域の施設で看る。 精神病棟が市大にないため、入院すると能力低下するため、生活施設(特養)での受け入れる体制の整備</p>	<p>附属病院については、大阪市の負担で建替えたうえで地方独立行政法人大阪市民病院機構に移行、特別養護老人ホームについては、認知症専門機能の確保や附属病院との連携を前提として早期に民間移管、という弘済院の今後の方向性が平成25年12月の戦略会議において確認されたところであり、現在各種の検討を進めております。</p> <p>なお、地方独立行政法人大阪市民病院機構は、公営企業型地方独立行政法人であり、地方独立行政法人法第82条の規定により、社会福祉事業である特別養護老人ホームの運営はできないものとされており、弘済院の機能を継承するうえで認知症医療と介護の連携は重要であり、今後とも連携が十分図られるよう取り組んでまいります。</p>
●権利擁護施策の推進 (7件)	
<p>【虐待対応における関係機関の役割に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性・専門性が求められる虐待の対応、集団虐待の事案の対応については、行政内の専門の窓口の明確化、研修情報センターなどの専門相談窓口の設置が必要である。 ・高齢者の支援を地域包括支援センターが行う事が多く、養護者支援は、主に区保健福祉センターに担って頂きたい。 	<p>困難性・専門性が求められる虐待事案への対応については、福祉局に「高齢者虐待対応支援チーム」を設置するとともに、必要に応じて外部の専門家による専門相談を実施しています。</p> <p>集団虐待の事案としては、いわゆる「高齢者向け賃貸住宅」の従事者による虐待事案があり、施設の規模に応じた対応体制や対応方法を確立していく必要があると考えています。</p> <p>養護者による虐待における養護者支援の対応においては、区保健福祉センターが中心的な役割を果たす機関であると考えていますが、権限行使を伴わないものについては、高齢者虐待防止法に規定される対応協力者である地域包括支援センターに業務の一部を委託しており、ケースの実情に応じて役割を分担しながら、連携して対応を行っています。</p>
<p>【虐待対応における関係機関の体制に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応支援チームの位置づけが不明確であり、後方支援ではなく、区、包括のみでは、対応困難な事例において、積極的に対応できる体制づくりを望みます。 ・虐待防止に関しての専門性を高めるためにも市役所内だけではなく、区役所に関しても専門支援チームの設置、24時間対応は包括支援センターのみではなく、行政責任である区役所の担当課でになう、ホットラインの整備を望む。 ・サービス付高齢者住宅、グループホームなど住まいが多様化していく中で、単一の部署で指導を行うには限界もあり、改善していくプログラムを実行性のあるものとしていく必要がある。モニタリングしていく仕組み作りを検討願いたい。 ・虐待事例についての対応について、介護保険制度とは別に、緊急シェルターの設置、24時間体制の虐待対応窓口の設置を望む。 ・高齢者住宅の権利侵害事例が急増している。また、家族の介護力低下による高齢者虐待事例の件数増加により、緊急一時保護の要件についても、大阪市として具体的に示し、虐待案件の円滑な連携についても幅広く対応、改善を望みます。 	<p>養護者による虐待への対応において、大阪市では、区保健福祉センターを中心的な役割を果たす機関として、専門職を配置するとともに、高齢者虐待防止法における対応協力者として複数の専門職を擁する地域包括支援センターに業務の一部を委託して、連携して対応を行っています。</p> <p>加えて、困難性・専門性が求められる事案に備え、福祉局に専門職で構成する「高齢者虐待対応支援チーム」を設置するとともに、必要に応じて外部の専門家による専門相談も実施しながら、区保健福祉センターにおける虐待対応の後方支援を行っているところです。</p> <p>養護施設従事者による虐待については、老人福祉法、介護保険法に基づく権限を有する部署が適切に権限を行使し、改善が確認できるまで繰り返し状況調査を実施しています。また、これらの権限が及ばない、いわゆる「高齢者向け賃貸住宅」の従事者による虐待事案については、施設の規模に応じた対応体制や対応方法を確立していく必要があると考えています。</p> <p>高齢者虐待防止シェルターについては、国の補助事業で都道府県が事業を実施するとされていることから、大阪府に設置を要望するとともに、大阪市独自に、介護保険制度の制約を受けない緊急一時保護事業を実施しています。区保健福祉センター、地域包括支援センター及び虐待対応支援チームの間で緊急連絡体制を構築して、警察とも連携しながら、休日夜間の対応を含めた24時間体制での対応を行っています。なお、緊急一時保護の要件については、大阪市ホームページに事業実施要綱を掲載するとともに、区保健福祉センターや地域包括支援センターなどで実際に対応する職員に対しては、さらに詳細を記した手引書を配付しているところです。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【関係機関との連携、成年後見制度に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護施策の推進の中の課題と取組みについて、高齢者虐待における養護者が精神障がい者の場合の行政や関係者の積極的な介入や支援策の検討をお願いしたい。 ・成年後見制度やあんしんさぼーとの利用契約期間までの短縮。その間の支援者。 	<p>高齢者虐待において、養護者の精神障がいがある背景にある事案では、その方自身に対する支援が必要な場合があり、精神保健福祉の担当部署との連携をさらに深めていきたいと考えています。</p> <p>成年後見制度は、家庭裁判所の審判において厳格な手続が必要とされ、一定の期間を要することは避けられませんが、家庭裁判所への申立てが遅延することのないよう、事務の効率化に努めています。また、あんしんさぼーと事業についても、増え続けるニーズに対応すべく人員体制の強化を重ねていますが、さらなる業務の効率化を図るなど、併せて円滑な事業運営に努めてまいります。</p>
<p>【専門職相談に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護施策の中の、「弁護士等の専門職相談」について、以前の社会福祉研修・情報センターでの虐待相談窓口に戻してほしいとの意見。 	<p>虐待事案については、大阪市の通報・届出窓口に、まずはご一報いただきますようお願いしています。養護者による虐待は区保健福祉センター又は地域包括支援センターで、養介護施設従事者等による虐待は福祉局の介護保険課指定・指導グループにおいて対応を行っており、必要に応じて弁護士等の外部の専門家による専門相談を実施しながら対応を行っています。</p>
<p>【虐待対応における職員体制に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待が増えつつあるが、行政の職員体制が不足しており(他の業務が忙しい)対応がより困難となりかねない。この体制も合わせて検討していただきたい。 	<p>平成18年の高齢者虐待防止法の施行以来、通報件数は増加を続けています。法施行時には24か所であった地域包括支援センターを66か所に拡充するとともに、センター業務の一部を担う総合相談窓口についても職員を昨年度から倍増させました。</p> <p>今後とも、高齢者を取り巻く状況を見極めながら、必要な体制を確保するよう努めてまいります。</p>
<p>【虐待対応におけるバックアップ体制等に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議への参加、高齢者虐待防止法における医療関係者、住民への通報、情報提供の協力の依頼、周知、啓発における行政の更なるバックアップ。 ・高齢者の権利擁護(成年後見・虐待)の住民向け、支援者向け相談窓口の充実。 ・研修・情報センターの専門相談を活用しやすくするよう求める意見。 	<p>高齢者虐待対応は市町村の責務であり、虐待の防止にかかる周知・啓発も含めて、大阪市では、区保健福祉センター、地域包括支援センター並びに福祉局において対応を行っていますが、福祉局に設置している虐待対応支援チームによる現場の更なるバックアップを行ってまいります。</p> <p>高齢者虐待については、養護者による虐待は区保健福祉センターと地域包括支援センターが、養介護施設従事者による虐待は福祉局の介護保険課指定・指導グループが通報・届出・相談窓口になっていますが、これらの窓口の職員について専門性の一層の向上を図ってまいります。</p> <p>成年後見制度については、区保健福祉センターや地域包括支援センターにおいて一般的な相談を受け付けていますが、制度のより一層の利用促進を図るため、「大阪市成年後見支援センター」を設置して、手続きの説明や申立てに関する助言等の支援のほか、弁護士等による専門相談を実施しています。</p> <p>高齢者人口が増加を続けるなか、高齢者に関する相談機関として、区保健福祉センターのほかに、高齢者人口概ね1万人に1か所の割合で地域包括支援センターを整備してきました。大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて実施している専門相談については、地域の相談窓口の充実に伴い、その果たすべき役割を、複雑困難ケースについて地域の相談機関が専門家の助言を受けるための「後方支援窓口」として位置づけています。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>●介護予防、健康づくり (20件)</p>	
<p>【介護予防に資する取組みに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度変更に伴い担い手とされている「元気な高齢者」の活用など具体的な話が出ていない。 ・元気な高齢者は年金が減っていくなかでどれだけ関わっていけるのか不安である。 ・高齢者が健やかに過ごし、住み慣れた地域で住み続けられ、いきがいをもって生活できるように、介護予防の充実を求める意見。 	<p>介護予防事業につきましては、生活機能が低下した要支援・要介護認定を受けていない高齢者の方を対象に、二次予防事業として通所型及び訪問型により実施しているところです。また、全ての高齢者及び高齢者を支援する方を対象に、一次予防事業として広報・啓発を行っているところです。</p> <p>今般の介護保険法の改正により、現行の介護予防事業については段階的に見直しを行い、高齢者の心身の状況によって分け隔てすることなく、住民運営の通いの場を充実させ、これまでの二次予防事業対象者を含め、全ての高齢者を対象とした事業の創出に努めます。</p> <p>また、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となり、社会参加、地域貢献活動を行い、あわせて高齢者自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、65歳以上の高齢者が福祉施設等でボランティア活動を行った場合に、換金ができるポイントを付与する「介護予防ポイント事業」を実施してまいります。</p>
<p>・65才になればカードを発行し、町内の高齢者や、一人世帯、又介護認定を受けた人への声かけや見守りなどのボランティア活動でポイントが溜まるようにすることに対する意見。</p>	<p>現在実施している介護予防事業につきましては、生活機能が低下し、要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者の方を対象として実施していることから、要支援・要介護の認定を受けている方は、サービスの受給の有無にかかわらず、事業の参加対象にはなりません。</p> <p>今般の介護保険法の改正により、高齢者の心身の状況によって分け隔てすることなく、支援が可能になります。</p> <p>現行の介護予防事業についても見直しを行い、通いの場や多様なサービスなど、事業の創出に努めます。</p>
<p>【介護予防事業に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき元気教室への参加資格について、要支援の方が参加できないことに対する意見。 	<p>今般の介護保険法の改正により、現行の介護予防事業については段階的に見直しを行い、高齢者の心身の状況によって分け隔てすることなく、住民運営の通いの場を充実させ、継続的に拡大していくような地域づくりが重要であると認識しています。これまでの二次予防事業対象者を含め、全ての高齢者を対象とした事業の創出に努めます。</p> <p>現行の二次予防事業は、地域で生活をされている方で、生活機能の低下のある高齢者が介護予防に取り組むための重要な事業であると考えており、事業対象者に対する支援が途切れないよう事業を継続しながら見直しを進めます。</p> <p>また、要介護・要支援認定を受けていない70歳以上の高齢者に個別送付しているチェックリスト(A帳票)に関しては、介護予防の重要性を周知するとともに、機能低下のある方について、早期支援のツールとして重要であり、急な廃止はサービスの低下につながると思います。</p> <p>いただきましたご意見については、今後、総合事業の実施に向けて参考にさせていただきます。また、ご意見を受けまして、大阪市の考え方について、本計画に記載します。</p>
<p>【今後の二次予防事業に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現行の二次予防事業については、「新しい介護予防事業」への移行とあわせ、段階的に事業内容を見直します。」と書かれている。 ・平成29年度に向けてのソフトランディングの方法をどのように検討されているか。総合事業対象者支援のビジョンが検討されるべきであるが、平成27年度は今年度と同様のやり方でA帳票(基本チェックリスト)の全戸配布を継続すると確認している。 ・これまでと同様の方法で把握するだけではなく、高齢者の意向やニーズを把握する工夫も検討していくなど、総合事業につなげていくための意味のある継続が望まれる。 ・むしろ、返信がなかった高齢者へのアプローチが重要であり、そこで、区役所の地域活動の保健師と連携が図り、有効な把握とアプローチができればと考える。 	<p>新しい介護予防事業の実施を含む総合事業への移行については、実施時期を含めて現在検討中です。</p> <p>現行の介護予防事業については、要支援・要介護となるおそれの高い高齢者を対象としていますが、新しい介護予防事業では、住民運営の通いの場を充実させ、これまでの二次予防事業対象者を含めて、すべての高齢者を対象とすることとなり、現行の二次予防事業については、新しい総合事業の移行とあわせ、段階的にその事業内容を見直します。</p> <p>また、保健師と地域包括支援センターとの役割や機能については、その連携方法について今後検討してまいります。</p> <p>いただいたご意見を受けまして、現在、大阪市の考え方のスケジュールにつきまして、本計画に記載いたします。</p>
<p>【新しい介護予防事業への移行に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29年4月までの間に段階的なサービスの創出に努め、H27年度は現行の二次予防事業の実施がされるとあるが、その手順、スケジュールについては明言されていない。高齢者の不安を取り除くためにも、できるだけ早くスケジュールを出してほしい。 ・新しい総合支援事業になれば、これまで地域活動の保健師が対応していた一次予防対象者も含むわけで地域活動の保健師と包括との役割・機能を明確にしてほしい。また、その連携についても要検討。 	<p>新しい介護予防事業の推進について、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなくとありますが、対象者の抽出方法についてあいまいでわかりにくいとの意見。</p>
<p>・新しい介護予防事業の推進について、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなくとありますが、対象者の抽出方法についてあいまいでわかりにくいとの意見。</p>	<p>いただいたご意見を受けまして、現在、大阪市の考え方のスケジュールにつきまして、本計画に記載いたします。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【一次予防事業に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい介護予防事業(一次予防事業)の推進は、自主活動グループの育成、活性化により、事業を行えるグループがあるのか？ 	<p>新しい介護予防事業の推進に向け、自主活動グループの育成及び既存の自主活動グループを把握するとともにご意見をうかがいながら、地域で継続的な活動ができるよう、支援の検討を行います。</p>
<p>【二次予防事業の事務についてのご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次予防事業について、今のやり方では、煩雑で無駄な事務作業が多すぎ、肝心な対象者に対するアプローチが不十分となっているのが現状。 ・二次予防事業は、特別、統計に力を入れているようですが、あまりにも煩雑な作業となっている。 ・100歳体操のように一次予防のやり方で、ずっと参加できる物にした方がいいと思います。 ・高齢者の方にとって、一番利用しやすく、多くの人が参加できて、介護予防の効果が上がるやり方をするのがいいと思います。 	<p>今般の介護保険法の改正により、現行の介護予防事業については段階的に見直しを行い、一般介護予防事業として、高齢者の心身の状況によって分け隔てすることなく、住民運営の通いの場を充実させていくことが重要であると認識しています。これまでの二次予防事業対象者を含め、全ての高齢者を対象とした事業の創出に努めます。</p> <p>現在の統計に関する事務につきましては、国が示す報告の関係で、実施しているところです。</p>
<p>【介護予防・健康づくりの取組みに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・健康づくりの取組みとして、「在宅寝たきり高齢者訪問歯科検診事業」の制度化・明記をすべき。QOLを高めるためには口腔内の健康保持は欠かせないとの意見。 	<p>要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対し、現在実施している介護予防事業(複合型)において、口腔機能の向上の取組みを行っており、やむを得ず通所型事業に参加できない方については訪問により、口腔機能の向上に関する指導を行っているところです。</p>
<p>【健康教室・講座に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の伸展の為には日常的な運動(ロコモティブシンドローム等)が大切となります。また市内開業の整形外科医と連携してロコモ教室の開催をして下さい。 	<p>各区では、生活習慣病予防のための健康教室や料理教室、ウォーキング講座等を実施し、講師は各区の保健師や栄養士に加え、医師、健康運動指導士等の外部講師が担当しています。</p> <p>地域の特性をふまえ、各区で健康講座を企画しており、ロコモティブシンドローム予防を目的とした健康講座は数区で実施しています。</p> <p>今後についても、講座内容の充実を図るとともに、関係機関と連携し、個々の内容に適した講師による健康講座の実施に努めていきます。</p>
<p>【健康教室・講座に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防策に健康講座や訪問指導、歯科保険等健康相談や、調理実習などの生活改善の動機付けとなる効果的的事业実施とありますが、単身男性高齢者に効果が現れるのは時間がかかる事が予測されます。 	<p>生活習慣病予防には継続的に健康づくりを推進する必要があります。そのため、各区において、健康教室や料理教室、歯科健康相談などを実施し、生活習慣病予防に努めているところです。こうした事業は、地域住民の特性やニーズに応じて実施しており、今後も、ご意見の主旨を踏まえより一層ニーズの把握に努めたメニューを設けるなど、講座内容の充実を図り、広く市民の方に受け入れられるものとなるよう取り組んでまいります。</p>
<p>●地域活動への参画支援と高齢者の生きがいづくり (21件)</p>	
<p>【高齢者の働く機会に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保のために、超高齢社会を支えていく資源として、定年退職したがまだまだ元気な有資格者が活躍できる職場作りが必要だと思えます。 	<p>大阪市におきましては、定年退職後等の高齢者に対して、大阪市シルバー人材センターが有する高齢者向けの職業紹介機能により地域密着型の仕事を提供することで、高齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図っております。</p> <p>また、国におきましても、平成27年度以降、育児支援等の分野など現役世代の支援となるような分野を中心に、シルバー人材センターの活動範囲の拡充が検討されているところです。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【老人福祉センターに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの廃止、又は、縮小を中止してほしいとの意見。 ・老人福祉センターの削減計画は中止して、職員体制を充実を求める意見。 	<p>老人福祉センターは、高齢者に関する各種の相談に応じ、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的とする施設であり、今後も、地域の実情に合わせて高齢者の多様なニーズに対応していけるよう活用してまいります。施設の数については、他都市の水準並みに統合整理することとしております。</p> <p>また、運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、区を単位として公募を行い、指定管理者を選定のうえ指定しており、選定にあたっては申請者の提案価格のみならず、専門性や実績なども総合的に勘案して選定しております。</p>
<p>【老人憩いの家の補助金に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人憩いの家の補助金を増額を求める意見。 	<p>地域高齢者活動拠点施設(老人憩いの家)の運営補助金は、使用者の範囲の拡大(高齢者に限定しない)、使用料の徴収や補助上限額の設定などについて地域の実情や区民の意見をふまえ各区長のマネジメントに基づき判断しており、区ごとに補助制度を整備して、補助限度額についても区ごとに設定しています。</p> <p>また、12区(福島、此花、中央、西淀川、淀川、東淀川、旭、城東、鶴見、住之江、住吉、西成)については、本補助金を地域活動協議会への一括補助金に組入れております。</p>
<p>【スポーツ施設等に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営プール、体育館、スポーツセンターの利用は介護予防のために良い。 ・スポーツセンター、温水プールは24区の全区で存続させてほしいとの意見。 	<p>各区に1館ずつ設置しておりますスポーツセンター・屋内プールにつきましては、市政改革プランにおいて、見直し対象事業として、平成28年度を目途に新しい基礎自治単位で整理統合するとしております。</p> <p>市政改革プランにおける「施策・事業の見直し」にあたっての考え方は、厳しい財政状況のなか、将来世代へ負担を先送りすることなく、収入の範囲内で予算を組むことで、持続可能な財政基盤を図っていくためには、歳出の抑制と財源の捻出を図ることが不可欠であるという観点から、施策・事業の水準を他都市並みに合わせることを基本としております。</p> <p>そして、スポーツセンター・屋内プールにつきましては、全市一律で実施する事業ではなく、区長が地域の実情にあわせ、どういった内容で実施するか決定することを基本とし、新しい基礎自治単位にスポーツセンターは2館、屋内プールは1館を基準として区に財源を配分するとしております。</p> <p>引き続き、厳しい財政状況のもと、効率的な施設の運営に努めてまいります。</p>
<p>【スポーツ施設の運営に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市の施策はスポーツ施設の指定管理者への委託(民営化)など参加できにくい方向にあると思います。直ちに、スポーツ施設の拡充を図って下さい。 	<p>スポーツ施設への指定管理者制度の導入は、民間の経営手法や人材、技術力など民間ノウハウを最大限に活用して運営の効率化を図り、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる魅力的な施設運営をめざすために実施しております。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【地域活動への参画支援に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の中心である「団塊の世代」が、他の世代とともに地域を支えていくことを実現するためには、今まで地域活動に参画してこなかった団塊の世代が地域活動にスムーズに入っていった活動の担い手に育てていけるような「地域デビュー」のような方策をできるだけたくさん工夫して実施していただきたい、との意見。 ・地域デビューの意欲のある高齢者は結構多い。特に男性はそのとっかかりがつかめないのが現状であり、そのためにも各地域で、ネットカフェのようなものを定期的に開催する(例えば毎月1回とか)。 ・そのときに、何がしたいか、何が出来るか、逆にこれやれる人はいないか、などの情報も得られる。 	<p>大阪市では高齢者の地域活動に参加しやすい状況を整え社会参加を通じた生きがいづくりを促進するため、各区に老人福祉センターや小学校区に地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)を設置し高齢者自らが活動できる場や地域活動が実施できる機会の提供を行っており、老人福祉センターにおいては老人クラブの活動拠点として、地域のニーズに応じた様々な社会奉仕活動等を行う老人クラブの結成の支援や既存クラブの紹介等、新たに地域デビューをされる高齢者の方を支援しております。</p> <p>また、地域社会全体が力を合わせて自主的な活動を進めるためには職場中心の社会から地域中心の社会へと移行することが必要であることから、特技や趣味を通じた地域への交流の場づくりをはじめ、地域活動に関する学習機会の提供など、高齢者の地域活動への参画を支援しています。</p> <p>今後、高齢化がますます進展していく中、高齢者のさらなる地域活動への参加が重要となることから、今後、施策を検討する上で、参考にさせていただき、高齢者施策を推進してまいります。</p>
<p>【世代間交流に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センター等において、世代間交流事業等の推進に、ただ単にそのとき、その場限りの一方通行型でなく、たとえば、小学低学年ぐらいなら、昔の遊びを(お婆ちゃんが手作りしたお手玉・けん玉・ビー玉など)一緒にやる。学童保育と一体化させた取組みで、子供の話相手になってあげる。 	<p>老人福祉センターにおける世代間交流及び文化継承活動の実施方法については、「指定管理のガイドライン」に基づき、現在の指定管理者が指定管理者選定時に作成した利用者のサービス内容や事業計画等をもとに近隣の子育てプラザ等と協議し季節行事の合同開催等の交流活動を推進していきます。</p> <p>また、市立図書館においては、老人福祉センター等の高齢者施設、市民ボランティアと連携して、高齢者と子どもが一緒に楽しめる絵本の読み聞かせやおりがみ教室などの世代間交流事業を推進していきます。</p>
<p>【ボランティア活動の推進に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の推進等は社協やネットワーク推進委員なしではやっていけない。 ・ボランティア育成は、市・区社協に専門正規職員を増員すべき ・十分な予算の確保がなく、言葉の言い換えや枠組みづくりだけでは、計画は絵に描いた餅とならざるを得ない。 	<p>大阪市では新しい住民自治の実現に向けて、「市政改革プラン」に基づき、「ニア・イズ・ベター」を波及した区政運営の実現、効率的・効果的な行財政運営に取り組み、全市一律の制度としてのネットワーク推進員への補助については、平成25年度より廃止し、地域活動協議会の実施方法と併せ、各区・地域の実情に応じ検討し再構築を進めております。</p> <p>このような認識のもと、地域におけるセーフティネットの構築やボランティア活動の推進に向けて、社会福祉協議会の事業に対し交付金を支出しているところです。</p> <p>今後、ボランティア活動等の拡大により、地域福祉が一層推進されるよう、区社会福祉協議会及び各区役所が中心となり、それぞれの区の実情に応じた仕組みづくりや新たな相談支援の体制づくりに取り組んでまいります。</p>
<p>●新しい総合事業等によるサービスの多様化 (56件)</p>	
<p>【通いの場の充実に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、ひとり暮らし高齢者等が集える通いの場等の充実を求める意見。 	<p>大阪市では、国のガイドラインに基づき、総合事業への移行までの、多様なサービス提供主体間での情報共有や連携を推進するための協議体を設置し、また、不足するサービスの把握及びサービスの実施主体の養成・掘り起こし等を行う生活支援コーディネーターを配置し、地域における通いの場の充実に取り組んでまいります。</p>